

■報告第3号 令和元年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和元年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和2年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、明許繰越額及び財源内訳等について議会に報告するものです。

【内容】

主な事業として、令和元年度国の補正予算関連事業をはじめ、小鳩保育所移転整備事業や町道改良事業、耐震化促進事業、文化的施設整備事業、災害復旧事業など、計26件・総額14億188万8千円の繰越額となっています。

（「令和元年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	1,455万3千円	
3. 民生費	2億6,680万円	
6. 農林水産業費	3億2,846万8千円	1億9,605万1千円
7. 商工費	435万2千円	
8. 土木費	3億9,893万6千円	
9. 消防費	1億3,089万2千円	
10. 教育費	2,578万4千円	
11. 災害復旧費	2億3,210万3千円	
計	14億188万8千円	1億9,605万1千円

【根拠法令】

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。